

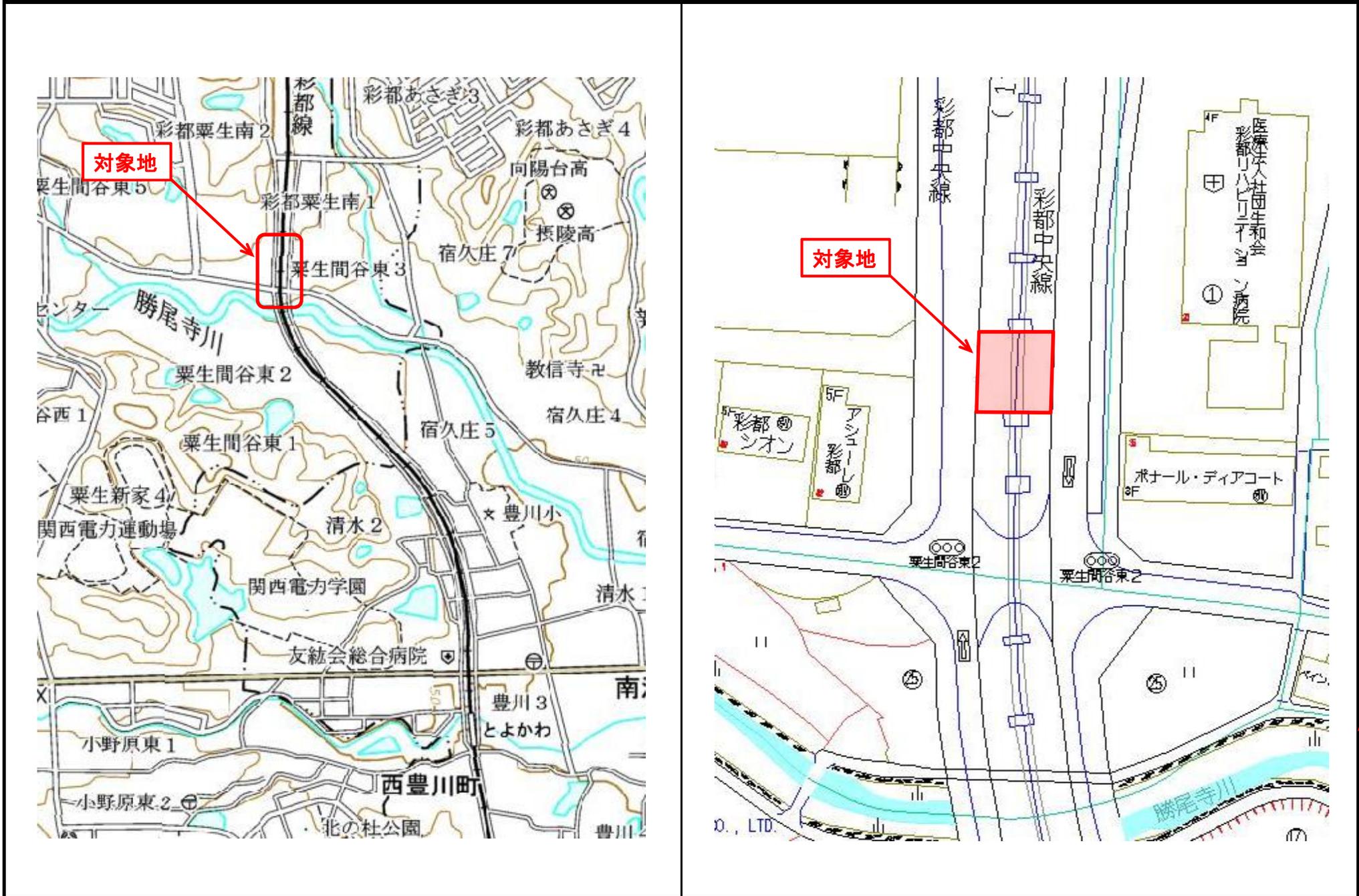
物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	箕面市彩都粟生南二丁目12番 (主要地方道茨木摂津線 高架下)	交通 機関	大阪モノレール彩都線 豊川駅 北北西 約 1300m	最 低 占用料 (年額)	386,900円/年	占用期間	5年
土地の概要					特記事項			
面積	占用許可対象面積			421 m ²				
接面道路 の状況	東側：府道・幅員約 6.7m・舗装有・高低差 無 西側：市道・幅員約 5.2m・舗装有・高低差 無			<p>1 資材置場等の平面利用を想定しておりますが、プレハブ造等簡易構造物の設置は認めることとします。</p> <p>2 占用期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府茨木土木事務所及び大阪府箕面警察署と協議し、許可を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府茨木土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。 (お問合わせ先) 大阪府茨木土木事務所管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府箕面警察署交通課 電話 072-724-1234(代)</p> <p>4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水枡等へは流さないで下さい。排水等の処理については、箕面市と協議してください。 (お問合わせ先) 箕面市上下水道局下水道室 電話 072-724-6753(代)</p> <p>5 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者において行って下さい。</p> <p>6 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行って下さい。</p> <p>7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、敷地内には、マンホール等の占用物件が設置されており、これらの関係者も対象地内に立ち入ることがあります。マンホール上には、物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占用者の負担となります。</p> <p>8 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。</p>				
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内						
		用途地域	第二種住居地域					
		地域地区	—					
		建ぺい率	60%	容積率	200%			
法令に 基づく 制限	その 他 の 法 令 等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(主要地方道 茨木摂津線区域内) ・軌道法(大阪モノレール彩都線運行区間) ・消防法 						
		その他条件	・火気厳禁					
供給 処理 施設 の 状 況	区 分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	箕面市上下水道局水道工務室 072-724-6758				
		有	無					
	電 気	配電線	引込線	関西電力(株)池田営業所 0800-777-8124				
		有	有					
	都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141				
		有	無					
公共 下水道	本管	引込管	箕面市上下水道局下水道室 072-724-6753					
	有	有						

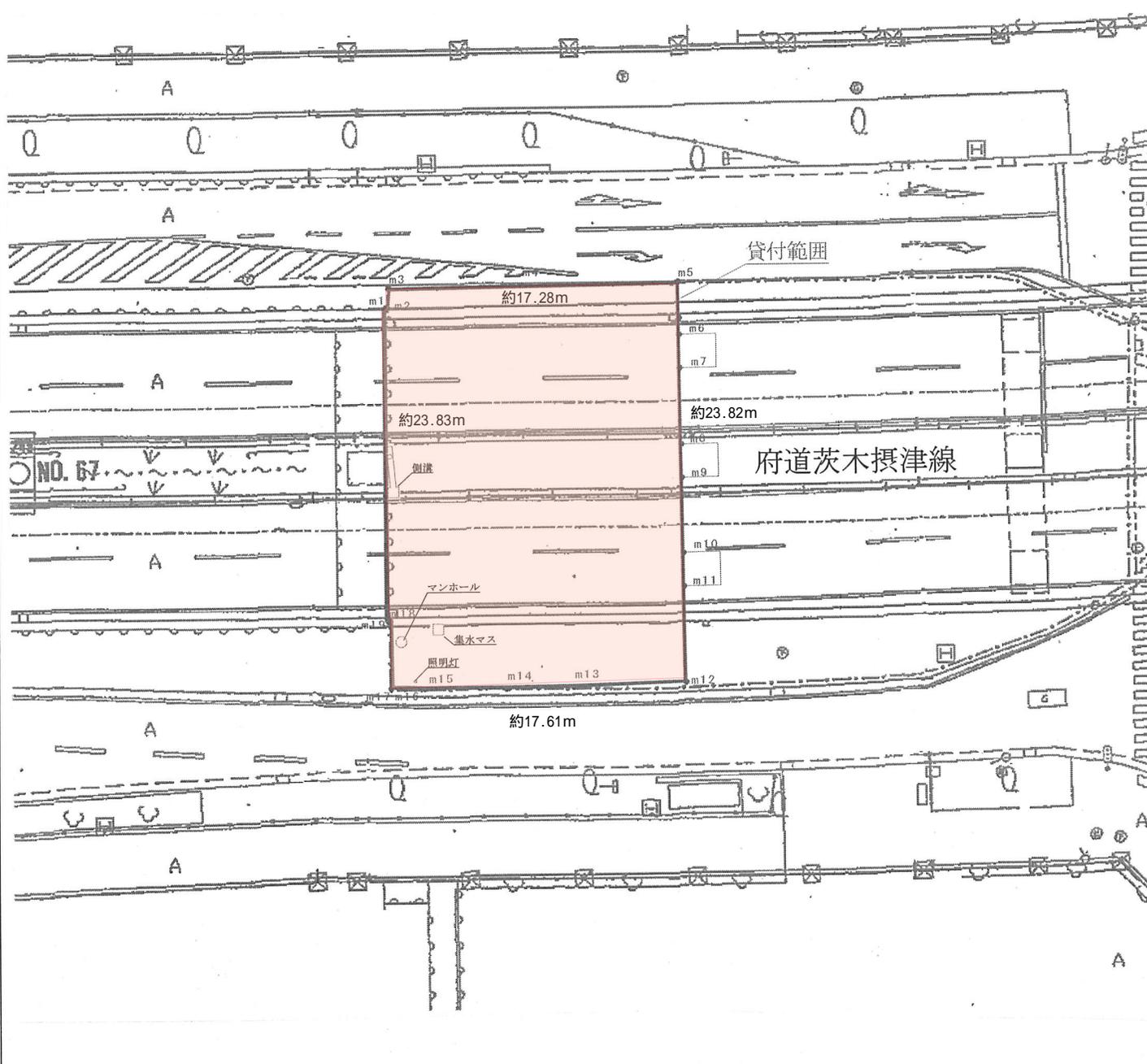
特記事項

- 9 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがあります。
- 10 橋梁及び橋脚、高架下内の工事・点検等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をして頂くことがあります。その際に発生する費用については、占用者の負担となります。
- 11 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合、また緊急時に補修や点検を実施することがあります。については、補修工事や点検において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることとなりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 12 対象地は、過去の公募により落札された現占用者がいます。現占用期間は最長で平成30年3月31日までとなっておりますので、本公募による占用開始日は平成30年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占用者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までに予め現占用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占用者と本公募により決定された占用者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 13 対象地には、茨木摂津線の橋脚があります。この付近で工事を行う際は、大阪府茨木土木事務所と協議して下さい。
(お問い合わせ先)
大阪府茨木土木事務所管理課 電話 072-627-1121(代)
- 14 本貸付地の存する府道は、共同溝設置区間となっております。電気の引込みについては、大阪府茨木土木事務所及び関西電力株式会社と協議してください。
電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占有者において行ってください。
なお、本府道(歩道を含む)上には、電柱等を設置することはできません。
(お問合わせ先)
大阪府茨木土木事務所管理課 電話 072-627-1121(代)
関西電力株式会社池田営業所 電話 0800-777-8142(代)
- 15 当該箇所については、大阪モノレール(彩都線)が運行しておりますので、工事等の行為を行う場合は、大阪高速鉄道株式会社との協議が必要となります。
(お問い合わせ先)
大阪高速鉄道株式会社技術部施設課 電話 06-6875-5780(代)
- 16 大阪モノレール事業者による、大阪モノレール(彩都線)の橋梁の定期点検については、平成30年度、平成32年度、平成34年度の実施を予定しております。

(1)位置図 (物件番号:第2号)



(2) 平面図 (物件番号: 第2号)



求積表

No.	X	Y	Yn+1 - Yn-1	Xn(Yn+1 - Yn-1)
m1	12.044	0.055	13.586	163.6298
m2	11.957	0.128	0.980	11.7179
m3	12.721	1.035	6.452	82.0759
m4	7.044	6.580	12.082	85.1056
m5	0.358	13.117	4.269	1.5283
m6	-1.837	10.849	-3.703	6.8024
m7	-3.235	9.414	-4.654	15.0557
m8	-6.379	6.195	-4.651	29.6687
m9	-7.776	4.763	-4.660	36.2362
m10	-10.913	1.535	-4.656	50.8109
m11	-12.309	0.107	-5.477	67.4164
m12	-16.267	-3.942	-8.876	144.3859
m13	-11.548	-8.769	-7.634	88.1574
m14	-8.687	-11.576	-6.123	53.1905
m15	-5.158	-14.892	-4.142	21.3644
m16	-4.269	-15.718	-1.375	5.8699
m17	-3.677	-16.267	2.330	-8.5674
m18	-0.906	-13.388	2.809	-2.5450
m19	-0.834	-13.458	13.443	-11.2115
倍面積				840.6921 m ²
面積				420.35 m ²

図面名	貸付平面図兼丈量図
作成年月日	平成29年5月31日
縮尺	
事業者名	大阪府